

令和 3 年

第 12 回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和3年 第12回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和3年12月10日（金曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

19名中18名出席

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中15名出席

*本日は、第2班及び3・4・5条確認者、あっせん指名予定者の出席をお願いしています。

5 議事

- ・報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第38号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第40号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 18 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 12 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。お忙しい中総会に出席ありがとうございます。
今年 1 年を振り返ると、コロナの影響で何もかもが通常とはいえず、あまり良い一年ではなかったかと思えます。来年は、委員皆様及び事務局にとって良い 1 年になることを願っております。朝晩の冷え込みもあり皆様には体調管理に気を付けて農作業を行って下さい。
それでは、農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 17 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 9 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 2 件、第 4 条によるもの 2 件、第 5 条によるもの 4 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 3 件、利用権の設定 24 件、使用貸借権の設定 7 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 6 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。なお、議事録署名委員については、17 番委員、18 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 13 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 13 号の 9 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 9 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 13 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 13 号を終わります。続きまして、議案第 38 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 3 件、4 条 8 件、5 条 5 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 38 号農地法第 3 条による許可申請の 2 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 2 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法3条2件は決定します。
つづきまして、第4条2件、第5条4件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第38号農地法第4条による、転用許可申請の2件は、農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から2番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の4件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から4番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 4条の植林については、現地調査の報告を事務局よりお願いします。

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、JR波野駅から南東へ、約1.1kmのところになります。

申請面積は6,247㎡で、原野を管理して行くことが困難なので植林を計画するものです。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

議 長 それでは、4条植林の件について、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは残りの案件について調査班の報告を求めます。本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた12番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

12番農業委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。それでは、

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、内牧支所から北東へ約3.6kmのところですが、申請面積は84㎡の敷地に、自宅に通じる通路を計画するものです。なお、申請人は、農地法の規定があることを知らず、昭和50年頃、車の通行ができるように通路を整備した。今回自宅の建物増築することに伴い、転用が必要であることが判明し、転用申請が提出されたものです。始末書も添付されております。農地区分は、農地の広

がりが10ha未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、JR赤水駅から西へ約1.1kmのところ、申請地に隣接する宅地の敷地測量を実施したところ、申請地が宅地内に入っていることが判明したので、申請面積49㎡を宅地として追認申請するものです。なお、始末書が提出されております。農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地となり、集落接続及び宅地拡張の転用は可能です。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、内牧支所から南東へ約1.2kmのところ、申請面積5,359㎡の内2,595.7㎡の敷地に、個人住宅(建築面積1,167.6㎡)を計画するものです。農地区分は、西側に農地の広がり10ha以上の第1種農地となり、集落接続により転用は可能です。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から東へ、約4.4kmのところになります。申請面積は、6,459㎡の内、600㎡で、事業拡大のため、畜舎(建築面積495㎡)を計画するものです。農地区分は、農用区域内農地となります。農業用施設への転用ですので許可可能となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、許可相当と判断しております。

議長 5条の2番については、現地調査の報告を事務局よりお願いします。

○ 5条順位2番を説明します。

令和3年9月に5条に係る転用申請が出され、9月17日に許可されたものですが、申請面積の変更ということで再度申請が出されております。申請地は、JR波野駅から西へ、約3.2kmの国道57号沿線になります。申請面積は当初1,782㎡でしたが、今回2,291㎡、509㎡の増となり管理地の増となります。その他の太陽光パネル枚189枚、出力102.06KWの太陽光発電を計画については、変更がありません。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地となります。代替地の検討も行った結果の計画になります。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

(発言なし)

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。

何か質問はありませんか。

16番委員 順位4番の案件ですが先般同じ申請者が畜舎建設を申請して許可したと思うのですが、今回の申請については何か変更等があったものですか。

事務局 今回の申請は委員が言われた先般許可した畜舎に隣接する畜舎の建設になります。業務の拡大に伴い前回の申請地の横に新たに畜舎を建設するものがあります。

16番委員 わかりました。

議長他に、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件については、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委員(異議なし。全員挙手。)

議長全員賛成ですので農地法4条2件、5条4件は決定します。

これで議案第38号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長続いて議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局議案第39号所有権移転の3件は、農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から3番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長議案第39号の所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員(異議なし。全員挙手。)

議長全員賛成ですので所有権移転3件は決定します。

議長次に議案39号2番の利用権設定について説明願います。

事務局議案第39号2番の利用権設定の24件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位24番までの、賃貸人、借借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長議案第39号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員(異議なし。全員挙手。)

議長全員賛成ですので利用権設定24件は決定します。

議長次に議案39号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局議案第39号3番の使用貸借権設定の7件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位7番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第39号の使用貸借権について何か質問はありませんか。
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので使用貸借権設定の7件は決定します。
これで議案第39号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第40号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から6番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の2番委員と7番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の6番委員と16番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の6番委員と16番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の6番委員と16番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の12番委員と18番委員にお願いしたいと思います。

順位6番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の1番委員と19番委員にお願いしたいと思います。

議長 議案40号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。
(質問、発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案40号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第40号は原案のとおり決定します。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第12回総会を閉会いたします。